

※ これは、2020年7月1日までの<sup>じょうほう</sup>情報をまとめたものです。



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

令和2年7月1日



しんがた  
新型コロナウイルス感染症に係る対策関連資料

あたら  
(新しいコロナウイルスに<sup>かんけい</sup>関係する<sup>とくべつ</sup>特別なルール)

やさしい<sup>にほんごばん</sup>日本語版

(Digest)



名古屋出入国在留管理局

受入環境調整担当

もっとくわしいことを知りたひ人は、

こちらを<sup>み</sup>見てください →

(<sup>ほうむしやう</sup>法務省HP)



1. 日本に入国することができる人・日本に入国することができない人・・・1～3
  - ◆ 特別なルール
  - ◆ それぞれの理由により日本に入国することができる人
  - ◆ 日本に入国することができない国・地域
2. 新しいコロナウイルスのせいで、自分の国へ帰ることができない人のための特別なルール・・・4
3. 新しいコロナウイルスのせいで、日本に帰ることができなかった「永住者」のための特別なルール・・・5
  - ◆ 有効期限に関する特別なルール
  - ◆ 再入国ができず在留期限が過ぎてしまった人のための特別なルール,  
在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）の有効期限が過ぎてしまった人のための特別なルール
4. 在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）の特別なルール・・・6～7
5. 新しいコロナウイルスを広げないための特別なルール・・・8
6. 出入国在留管理庁のHP（やさしい日本語）・・・9

※ これは、2020年7月1日までの情報をまとめたものです。



# 1. 日本に入国することができる人・日本に入国することができない人 (P. 1～3)



名古屋出入国在留管理局  
受入環境調整担当

## 特別なルール

日本に入国する前、14日以内にP.3に書いてある国・地域にいた人は、日本に入国することができません。  
ただし、「日本に入国することができる人」にあたる場合は、日本に入国することができます。

## 日本に入国することができる人

- ① 入国することができなくなった日までに、日本から外国に行った人で、在留資格(=Status of Residence)が、  
「永住者」  
「日本人の配偶者等」  
「永住者の配偶者等」  
「定住者」  
の人は、日本に入国することができます。

※ 入国することができなくなった日について、くわしく知りたい人は、P.3を見てください。

- ② ①以外の人、日本に入国することができる場合があります。  
くわしくは、P.2を見てください。

- ③ 「特別永住者」の人は、いつでも日本に入国することができます。



## 1. 日本に入国することができる人・日本に入国することができない人（P. 1～3）



名古屋出入国在留管理局  
受入環境調整担当

### それぞれの理由により日本に入国することができる人

下の1または2にあたる人は、P.1の「日本に入国することができる人」の①に書いてある在留資格（＝Status of Residence）の以外の人でも、日本に入国した時に、理由を説明できる人は、特別に日本に入国することができます。

#### ※ 「理由を説明できる人」について

日本に入国した時に、その理由について、資料を見せて説明してください。

(example.下の1①の場合)：日本にいる家族の在留カードの写し、「住民票」の写し など

(example.下の2①の場合)：病院の人が作ってくれた書類、病院に行ったことがわかる書類 など

#### 1. 「日本に入国することができない国・地域」(P.3) になる前に、日本から外国に行った人

- ① 日本に家族がいる人で、入国することができないと、家族と一緒に生活することができない人
- ② 日本の学校に通う子どもと一緒に、日本に入国する人のうち、日本に入国することができないと、子どもが学校に行くことができない人
- ③ 日本の病院に行く必要がある人（手術・治療・出産のために日本に入国する必要がある人）
- ④ 外国の病院に行く必要がある人（手術・治療・出産のために外国に行く必要があった人）
- ⑤ 病気の家族に会うために外国に行く必要があった人・死んでしまった家族のために外国に行く必要があった人

#### 2. 「日本に入国することができない国・地域」(P.3) になった後に、日本から外国に行った人

- ① 外国の病院に行く必要がある人（手術・治療・出産のために外国に行く必要があった人）
- ② 病気の家族に会うために外国に行く必要があった人・死んでしまった家族のために外国に行く必要があった人
- ③ 外国の裁判所から呼ばれて、裁判所に行くために、外国に行く必要があった人
- ④ 日本に入国することができる子どもが、ひとりで飛行機に乗ることができないので、その子どもを迎えに行くために外国に行く必要があった人



2



# 1. 日本に入国することができる人・日本に入国することができない人（P. 1～3）



名古屋出入国在留管理局  
受入環境調整担当

日本に入国することができない国・地域

| 日本に入国することができなくなった日 | アジア   | オセアニア            | 北アメリカ    | 中央・南アメリカ   | ヨーロッパ  | 中東                               | アフリカ                                   | 日本に入国できる人                             |
|--------------------|---|------------------|----------|--|--|----------------------------------|--|---------------------------------------|
| 4/3                | インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、台湾、中国、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア | オーストラリア、ニュージーランド | カナダ、アメリカ | エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア                                   | アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、イギリス、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク | イスラエル、イラン、トルコ、バーレーン              | エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ     | 4月3日より前に、日本から左の国・地域に行った人は、日本に入国できます。  |
| 4/29               |   |                  |          | アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、バルバドス、ヘルレー                | ウクライナ、ベラルーシ、ロシア  | アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア | ジブチ                                    | 4月29日より前に、日本から左の国・地域に行った人は、日本に入国できます。 |
| 5/16               | モルディブ   |                  |          | ウルグアイ、コロンビア、バハマ、ホンジュラス、メキシコ                                    | アゼルバイジャン、カザフスタン  |                                  | カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア     | 5月16日より前に、日本から左の国・地域に行った人は、日本に入国できます。 |
| 5/27               | インド、パキスタン、バングラデシュ                               |                  |          | アルゼンチン、エルサルバドル   | キルギス、タジキスタン  | アフガニスタン                          | ガーナ、ギニア、南アフリカ                          | 5月27日より前に、日本から左の国・地域に行った人は、日本に入国できます。 |
| 7/1                |   |                  |          | ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ニカラグア、ハイチ | ジョージア  | イラク、レバノン                         | アルジェリア、エスワティニ、カメルーン、セネガル、中央アフリカ、モーリタニア | 7月1日より前に、日本から左の国・地域に行った人は、日本に入国できます。  |

※ P.1の「日本に入国することができる人」の①に書いてある在留資格の人の場合



## 2. 新しいコロナウイルスのせいで、自分の国へ帰ることができない人のための特別なルール



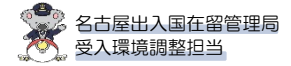
名古屋出入国在留管理局  
受入環境調整担当

新しいコロナウイルスのせいで、自分の国へ帰ることができず、困っている人に、  
「特定活動」という在留資格（＝Status of Residence）で、自分の国へ帰ることができるようになるまで、日本にいてを認めています。  
くわしくは、下の表を見てください。

| 今の在留資格  | 期間    | 仕事について   | くわしく  |
|---|-------|--|---|
| ①「留学」<br>②～⑥以外の人                                    | 6か月   | 仕事をしたいなら、仕事をすることができます。<br>ただし、「留学」の人は、1週間のうち、28時間以内です。 | 「留学」の人は、2020年1月1日より後に、学校を卒業した人が対象です。<br>「家族滞在」の在留資格（＝Status of Residence）で、家族が日本にいる人は、この家族も「特定活動」に変更してください。   |
| ②「技能実習」<br>「特定活動」<br>・建設<br>・造船                     | 6か月   | 仕事をしたいなら、仕事をすることができます。                                 | 仕事は、前と同じ仕事をする必要があります。<br>(仕事をする会社は、前と違う会社でも大丈夫です。)  |
| ③「特定活動」<br>・インターシップ<br>・製造業                         | 6か月   | 仕事をしたいなら、仕事をすることができます。                                 | 仕事は、前と同じ会社で、同じ仕事をする必要があります。   |
| ④「特定活動」<br>・サマージョブ                                  | 3か月   | 仕事をしたいなら、仕事をすることができます。                                 | 仕事は、前と同じ会社で、同じ仕事をする必要があります。   |
| ⑤「特定活動」<br>・EPA<br>看護師候補者<br>介護福祉士候補者<br>・ワーキングホリデー | 6か月   | 仕事をしたいなら、仕事をすることができます。                                 | EPA看護師候補者やEPA介護福祉士候補者の人は、<br>仕事は、前と同じ会社で、同じ仕事をする必要があります。  |
| ⑥ 例外<br>(＝exception)                                | 3か月未満 | 仕事をするできません。  | 下の理由の人は、3か月未満の期間になる場合があります。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・在留資格の変更や期間更新が認められなかった人</li> <li>・今の在留資格が、「特定活動」(出国準備期間)の人</li> <li>・難民申請中の人で、3か月以上の在留期間を認めることができない人</li> <li>・2020年1月1日より前に、学校を卒業した人や卒業する前に学校をやめた人</li> <li>・観光や日本にいる家族に会うために日本に入国した人</li> </ul> |



### 3. 新しいコロナウイルスのせいで、日本に帰ることができなかった「永住者」のための特別なルール



名古屋出入国在留管理局  
受入環境調整担当

#### 特別なルール

新しいコロナウイルスのせいで、再入国許可(=Re-entry)の期限までに、日本に帰ることができなかった「永住者」の人は、日本に入れるようになった後に、「永住者」として、日本に入れます。

#### 特別なルールをうけられる人

再入国許可(=Re-entry)の期限が、2020年1月1日から、「日本に入ることができるようになった日」から1か月後までの人が特別なルールをうけることができます。

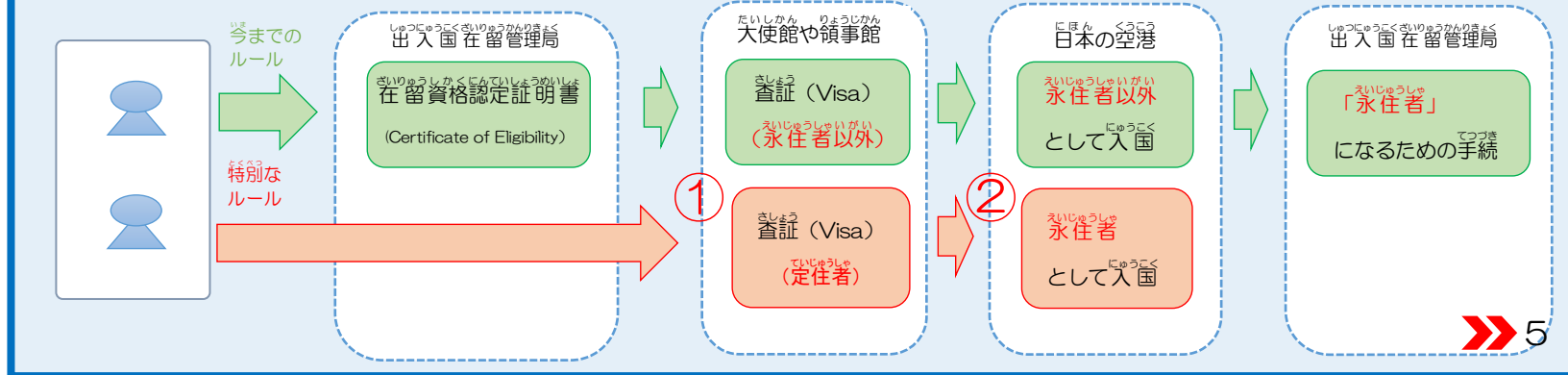
#### 手続の方法

- ① 日本に入れるようになってから、6か月以内に大使館や領事館で「定住者」の査証(=Visa)をもらってください。
- ② 日本に入ってから、日本の空港で、「永住者」として入国するための手続をします。

※ 査証(=Visa)のことは、大使館や領事館に聞いてください。  
[https://www.mofa.go.jp/about/emb\\_cons/over/multi.html](https://www.mofa.go.jp/about/emb_cons/over/multi.html)



#### Flowchart





#### 4. 在留資格認定証明書（＝Certificate of Eligibility）に関する特別なルール（P.6～7）



名古屋出入国在留管理局  
受入環境調整担当

### 有効期限に関する特別なルール

在留資格認定証明書（＝Certificate of Eligibility）の有効期限については、「これまでの特別なルール」をやめて、「新しい特別なルール」で扱うことになりました。  
くわしくは、下の表を見てください。

| これまでの特別なルール   | 新しい特別なルール   |
|---|---|
| <p>① 対象になる在留資格（＝Status of Residence）<br/>在留資格認定証明書（＝Certificate of Eligibility）がもらえるすべての在留資格（＝Status of Residence）</p>                              | <p>① 対象になる在留資格（＝Status of Residence）<br/>在留資格認定証明書（＝Certificate of Eligibility）がもらえるすべての在留資格（＝Status of Residence）</p>                              |
| <p>② 対象になる国・地域<br/>すべての国・地域</p>   | <p>② 対象になる国・地域<br/>すべての国・地域</p>   |
| <p>③ 対象になる在留資格認定証明書（＝Certificate of Eligibility）<br/>すべての在留資格認定証明書（＝Certificate of Eligibility）</p>   | <p>③ 対象になる在留資格認定証明書（＝Certificate of Eligibility）<br/>2019年10月1日から2021年1月29日までに作られたもの</p>  |
| <p>④ 有効期限<br/>「3か月」⇒「6か月」</p>   | <p>④ 有効期限<br/>下のうち、早い日<br/>・ 日本に入国することができるようになった日から6か月<br/>・ 2021年4月30日まで</p>   |
| <p>⑤ 条件<br/>大使館や領事館で査証（＝Visa）をもらうとき、日本にいる在留資格認定証明書（＝Certificate of Eligibility）をもらうための手続をした人が、「手続をしたときの活動内容どおりに日本に呼ぶことができる」ことを書いた書類を提出することができる人</p> | <p>⑤ 条件<br/>大使館や領事館で査証（＝Visa）をもらうとき、日本にいる在留資格認定証明書（＝Certificate of Eligibility）をもらうための手続をした人が、「手続をしたときの活動内容どおりに日本に呼ぶことができる」ことを書いた書類を提出することができる人</p> |











#### 4. 在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）の特別なルール（P.6～7）



名古屋出入国在留管理局  
受入環境調整担当

- ① 再入国ができずに在留期限が過ぎてしまった人のための特別なルール
- ② 在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）の有効期限が過ぎてしまった人のための特別なルール

|                | ① 再入国ができずに在留期限が過ぎてしまった人のための特別なルール  | ② 在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）の有効期限が過ぎてしまった人のための特別なルール   |
|----------------|--|--|
| 対象             | <p>日本から外国に行く前から、日本での活動内容や身分関係が変わらない人が対象です。</p> <p>つぎのどちらにも当たる人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再入国許可（Re-entry）の期限が、2020年1月1日より後の人</li> <li>・ 日本に入国することができるようになった日から1か月後までに再入国許可（Re-entry）の期限が過ぎる人</li> </ul> <p>※ 在留期間が終わるまで1か月未満の人で、在留期間が終わるまでに、外国から日本に入国することができない人も対象です。</p>                                | <p>前回の申請から内容が変わっていない人が対象です。</p> <p>※ 2020年10月1日から2021年1月29日までに作られた在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）を持っている人の在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）の有効期限については、特別なルールがあります。くわしくは、P.5を見てください。</p>   |
| 必要書類           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>※ 申請書は、在留資格によって様式（=Form）が違います。</li> <li>・ 在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）をもらうための手続をする人が書いた理由書</li> <li>※ Form1：「技術・人文知識・国際業務」や「留学」など<br/>Form2：「日本人の配偶者等」や「定住者」など</li> <li>・ 今まで使っていた在留カード</li> <li>※ 写真やFAXでも大丈夫です。提出できないときは、その理由を書いたものを提出してください。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>※ 申請書は、在留資格によって様式（=Form）が違います。</li> <li>・ 在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）をもらうための手続をする人が書いた理由書</li> <li>※ Form3：「技術・人文知識・国際業務」や「留学」など<br/>Form4：「日本人の配偶者等」や「定住者」など</li> <li>・ 有効期限が過ぎてしまった在留資格認定証明書（=Certificate of Eligibility）</li> <li>※ 原本を提出してください。また、提出できないときは、その理由を書いたものを提出してください。</li> </ul> |
| 理由書の参考様式（Form） | <p>Form 1 </p> <p>Form 2 </p>  | <p>Form 3 </p> <p>Form 4 </p>  |



5. 新しいコロナウイルスを広げないための特別なルール



新しいコロナウイルスを広げないために、窓口が混まないようにしています。  
くわしくは、下の表を見てください。

|   | 特別なルール   | 例 (=example)   |
|---|--|--|
| 在留資格変更許可申請<br>(在留資格を変える申請)<br>在留期間更新許可申請<br>(在留資格を更新する申請) | 今の在留カードに書いてある在留期限が、2020年3月1日から7月31日までの人は、在留カードに書いてある在留期限から3か月が過ぎる日までに、書類を出せば大丈夫です。 | 在留期限が2020年5月11日までの人<br>⇒2020年8月11日まで大丈夫です。                             |
| 在留カード関係の届出<br>・名前が変わったとき<br>・有効期限更新<br>・無くしてしまったとき        | 書類を出す期限が、2020年3月1日から7月31日までの場合、その期限から3か月が過ぎる日までに、書類を出せば大丈夫です。                      | 「永住者」の在留カードの有効期限が、2020年6月7日までの人<br>⇒2020年9月7日まで大丈夫です                   |
| 在留カードの受け取り  | 今の在留カードに書いてある在留期限から、5か月後まで、新しい在留カードを受け取ることができます。                                   | 今の在留カードに書いてある在留期限が、2020年5月1日までの人<br>⇒2020年10月1日まで新しい在留カードを受け取ることができます。 |

「永住者」の在留資格に変えたい人は、今の在留カードに書いてある在留期限までは、いつでも書類を出すことができます。  
新しいコロナウイルスが落ち着いてから来てください。



## 6. 出入国在留管理庁のHP (やさしい日本語)



名古屋出入国在留管理庁  
受入環境調整担当

### URL・QRコード

新しいコロナウイルスに関する特別なルールについて、出入国在留管理庁のHPに、やさしい日本語で書いてあるものをまとめました (※ この資料に書かれていない特別なルールもあります。)

新しいコロナウイルスを広げないための特別なルール

① <http://www.moj.go.jp/content/001319639.pdf>

② <http://www.moj.go.jp/content/001319640.pdf>

①



②



新しいコロナウイルスのせいで、日本に帰ることができなかった「永住者」のための特別なルール

<http://www.moj.go.jp/content/001323038.pdf>



在留資格認定証明書(=Certificate of Eligibility)の有効期限のための特別なルール

<http://www.moj.go.jp/content/001316954.pdf>



会社を働けなくなってしまった人への案内 (新しい会社を見つけるための支援)

<http://www.moj.go.jp/content/001320755.pdf>



技能実習生の人への案内

<http://www.moj.go.jp/content/001320755.pdf>

